

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
輪島市	大屋地区(小伊勢町、稲屋町、長井町、房田町、山本町、宅田町、下黒川町、上黒川町、縄又町、滝又町、光浦町)	令和3年3月23日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	133.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	104.8ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	82.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	27.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>65才以上で後継者がいないため、新たな農地の受け手の確保が必要。(小伊勢町) 農地の大型の区画整理や集積・集約化が必要である。(山本町) 生産者の高齢化、担い手・後継者不足により耕作放棄地が増加し、水田や畑の管理が困難になりイノシシや獣による被害が増加。用水管理不足により用水不足になる。(山本町) 高齢化が進み、次世代の担い手・後継者がいない。荒地が目立ってきている。機械化に伴い、基盤整備が必要な田が多い。(山本町) 高齢のため、規模が小さい。田も小さい。(山本町) 面積が少なく、受け手を探すことが困難。農地以外の活用が望ましい。(宅田町) 高齢による作付断念・・・1件(縄又町) 耕作者他界による作付断念・・・2件(縄又町) 風力発電事業体への土地貸し出し・・・1件(縄又町) 高齢化や中山間という条件不利地域であり、用水路の清掃も困難であり用水量も年々減少傾向にある為、用水の確保、又担い手が耕作しやすい基盤整備が必要である。(滝又町)</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>今後は法人の受入れを促進していく。(山本町) 新規就農者は期待できないので、集落内の誰かを探すことになるが、風力発電事業体に貸し出す分の土地については、2023～4年か5年になるので返還された時の土地の区分分けにより就農者が決まることになると思われる。(縄又町) 今後耕作できなくなった農地は、中心経営体Aが担っていく。(滝又町)</p>

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集 認農	A	水稻	1.40 ha	水稻	1.40 ha	
	B	水稻	3.50 ha	水稻	3.50 ha	
	C	ミニトマト	0.30 ha	ミニトマト	0.30 ha	
認農	D	水稻	5.70 ha	水稻	5.70 ha	
		原木しいたけ 2000本	ha	原木しいたけ 2000本	ha	
認農	E	水稻	0.70 ha	水稻	0.70 ha	
認農	F	水稻	0.10 ha	水稻	0.10 ha	
認農	G	水稻	6.50 ha	水稻	13.50 ha	
	H	水稻	2.00 ha	水稻	2.00 ha	
		野菜	0.10 ha	野菜	0.10 ha	
	I	水稻	1.00 ha	水稻	1.00 ha	
		野菜	0.08 ha	野菜	0.08 ha	
	J	水稻	0.40 ha	水稻	0.40 ha	
		野菜	0.03 ha	野菜	0.03 ha	
	K	水稻	0.30 ha	水稻	0.30 ha	
		野菜	0.04 ha	野菜	0.04 ha	
	L	水稻	0.30 ha	水稻	0.30 ha	
			ha		ha	
計	12人		22.45 ha		29.45 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。